

# 令和8年度 有田川町イメージアップ事業実施要領

## 1. 事業目的及び概要

失業者等に対して臨時的な短期の雇用機会を創出するとともに、日頃手付かずとなっている町有施設のメンテナンスを行い、本町のイメージアップを図る事を目的として平成21年度より実施している事業です。

## 2. 作業内容

- (1) 作業場所 : 町内の公共施設・公園・道路など
- (2) 作業内容 : 草刈り・道路側溝の土砂上げ・樹木の剪定や伐採・清掃など

## 3. 会計年度任用職員（作業員）任用要件

- (1) 募集人数 : 4名程度
- (2) 任用期間 : 令和8年5月7日～令和8年10月30日【約6ヶ月間】
- (3) 応募資格 : 下記の①～③の全ての要件を満たす者

- ①令和8年4月1日現在、失業等により就職活動中の者又は就職内定を受けていない者、もしくは令和8年5月6日までに離職予定の者
- ②普通自動車運転免許（マニュアル車）を有し、草刈機やチェーンソーなどを使用した作業が可能な者
- ③以下のいずれにも該当しない者（地方公務員法第16条関係）

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・有田川町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※採用後において、①～③の要件を満たさないことが判明した場合、また受験申込書、面接試験の口述に虚偽があった場合、採用を取り消すことがあります。

## 4. 任用者の勤務条件

- (1) 勤務地 : 有田川町内  
有田川町役場吉備庁舎へ出勤後、作業実施場所へ公用車（マニュアル車）にて移動します。
- (2) 勤務日 : 週5日（原則として土日・祝日は休みで、雨天の日等は状況に応じて判断します。）
- (3) 勤務時間 : 原則として、午前8時30分～午後5時15分  
※概ね1時間毎に10分程度の休憩及び12時から13時までの昼休憩
- (4) 報酬等 : 時間額 1,528円  
時間外勤務に対する報酬  
費用弁償（通勤手当）
- (5) 支払方法 : 毎月1日～末日までの報酬等を、翌月の21日に支払う  
ただし、21日が土曜日や日曜日及び祝日等の場合は、直近の平日に支払う
- (6) 福利厚生 : 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害保険あり
- (7) 休暇 : 有給休暇（5日）
- (8) 服務 : 地方公務員法の規定による
- (9) 退職 : 任用期間が満了した時、本人が死亡した時、本人から退職したい旨の申出があり退職願が提出され任命権者が認めたとき

## 5. 任用者の募集及び試験

- (1) 募集方法 : ハローワークへの求人募集等
- (2) 受付期間 : 令和8年3月9日（月）～ 令和8年3月30日（月）  
午前8時30分～午後5時15分 ※土曜・日曜及び祝日は除く
- (3) 試験方法 : 面接試験（人物・能力・性格等について個別面接）
- (4) 試験日時 : 令和8年4月中旬（予定） 詳細な日時は受験票にて通知
- (5) 試験会場 : 有田川町役場 吉備庁舎会議室

## 6. 受験手続き

- (1) 受験申込書 : 交付場所〔吉備庁舎 総務政策部財務課〕
- (2) 提出書類 : 採用試験申込書〔無帽・上半身の写真貼付（縦4cm・横3cm）〕
- (3) 提出場所 : 吉備庁舎 総務政策部財務課
- (4) 提出方法 : 持参又は郵送(令和8年3月30日必着)

## 7. 留意事項

- ・提出された書類（申込書）は一切返却いたしませんので、ご了承ください。
- ・事業予算の議決状況や、やむを得ない事由が生じた場合は、採用を取りやめることがあります。